

国住心第 375 号
老高発 0326 第 1 号
令和 7 年 3 月 26 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長 殿
福祉担当部長

国土交通省住宅局安心居住推進課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定の解釈について（通知）

令和 6 年 3 月、最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。）に関し、「犯罪被害者と同性の者は、同法 5 条 1 項 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る」との解釈を示す判決が出されました。

これを踏まえ、住宅関係法令において犯給法第 5 条第 1 項の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定についても、各条項の規定の趣旨を鑑みた上で、いわゆる同性パートナー※に関する解釈について下記の通り整理したのでお知らせいたします。

また、各都道府県におかれましては、必要に応じて貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び貴管内登録事業者に対しても本通知を周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※各主体が「事実上婚姻関係と同様の事情にある」と認めた同性間の関係にある者。

記

以下の条項において「配偶者」は「事実上夫婦と同様の関係にあるもの」を含むと規定されているところ、当該「事実上夫婦と同様の関係にあるもの」には「同性パートナー」を含む。

1. 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項第 4 号
2. 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 3 条第 2 号

以上

< 参考資料 >

- ・ 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（令和 4 年（行ツ）第 318 号、同年（行ヒ）第 360 号）判決文
- ・ 参照条文